

平成十六年八月十日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一六〇第三号

平成十六年八月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出市町村の国民年金にかかわる法定受託業務（年金受託業務）のための「照会用パソコン」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出市町村の国民年金にかかわる法定受託業務（年金受託業務）のための「照

会用パソコン」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「照会用パソコン」は、各市町村においてそれぞれ物品購入契約及びメンテナンス契約が行われているため、各市町村における納入業者名及びメンテナンス業者名並びにこれらの業者の選定方法については把握していないが、各市町村において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）等の規定に基づきこれらの業者が適切に選定されているものと考えている。